

取調べの可視化と捜査構造の転換

—企画の趣旨

田淵浩二

1 可視化をめぐる現在の状況

国内において被疑者取調べの適正化策として取調べの可視化が唱えられてから、ほぼ四半世紀を経た¹⁾。1983年にイギリスが実験的に被疑者取調べのテープ録音を開始したことは、直ぐに国内にも紹介され、それまで同様の問題意識を抱いていた弁護士の反響を呼んだ²⁾。しかし、80年代から90年代を通じて、取調べの可視化の実現に向けた機運が高まることはなかった。前世紀末の1999年、政府は司法をより国民の利用しやすいものにするため司法制度改革審議会を設置し³⁾、司法改革に着手した。これが引き金となり、司法制度改革のテーマの中に取調べの可視化問題も取り入れ

させようとする組織的な取組みが始まった⁴⁾。司法制度改革審議会では取調べの録音録画は「将来的検討課題」として先送りされたが⁵⁾、その後も可視化問題への関心は低下せず、国際組織による勧告・提言⁶⁾や取調べの録音録画制度を導入した外国法制の調査研究⁷⁾が続いた。学会でも数度にわたり取り上げられ⁸⁾、全面可視化の立場から問題点を総括した著作⁹⁾も公刊されるなど、録音録画の是非に関する論点はほぼ出尽くした感がある。

この間、捜査する側でも運用面で可視化方向での若干の変化がみられた。2003年には犯罪捜査規範が改正され¹⁰⁾、身体拘束中の被疑者・被告人の取調べにつき取調べ状況報告書等の作成が義務付けられた(犯捜規182条の2参照)。2007年に虚偽自白による冤罪事件である布志事件¹¹⁾や氷見事件¹²⁾

が連続したことに対する反省¹³⁾も加わり、2008年の改正により¹⁴⁾、上記作成義務は任意捜査段階にまで広げられ、また、取調べ状況報告書等の確認欄に被疑者・被告人の署名押印を求めることになった。2004年刑訴法改正で証拠開示制度が拡充され、被告人の供述録取書等や取調べ状況の記録が類型証拠開示の対象となったことも(刑訴法316条の15第1項7号、8号参照)、可視化を促進する方向に作用した。さらに、同年の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の成立が、捜査機関に対する可視化要請を強めた。検察は、裁判員法の施行に備えるため、2006年8月から裁判員裁判対象事件のうち任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音録画の試行を始めた。その結果、立証手段としての一定の有用性が認められるとして、2009年4月1日から全国の検察庁において本格実施に移行している¹⁵⁾。他方、警察では2008年9月から裁判員裁判対象事件につき部分的な録音録画の試行が開始された¹⁶⁾。

その後、2009年6月に虚偽自白が冤罪につながった足利事件¹⁷⁾の再審開始が決定したことや、同年8月末に実施された総選挙の結果、取調べの可視化を公約に掲げた民主党が政権の座に就いたことから、法務省は2009年10月、「録音・録画の方法による被疑者取調べの可視化を実現するための省内勉強会」を設け、議論を続けている。また、警察庁においても「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」を設け、2010年2月5日に第1回会議を開催してから、今も継続中である。もっとも、2010年6月に法務省の省内勉強会が公表した、取調べの可視化に関する省内勉強会

の中間とりまとめ(「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」¹⁸⁾)によれば、録音録画の対象事件の範囲、全過程の録音録画が捜査・公判の機能や事件関係者に与える影響、録音録画の有用性等を検討課題として、2011年6月以降のできるだけ早い時期に検討成果についての取りまとめを行うとされているに過ぎない¹⁹⁾。

ところが、昨年10月11日に、大阪地検特捜部により郵便不正事件に係りしたとして起訴された厚生労働省局長(当時)に対する冤罪事件(いわゆる「村木事件」)に絡み、同特捜部の主任検事が検察官に不利な証拠の隠滅を行ったとして起訴され、さらに同月21日に、上司である特捜部長らも証拠隠滅行為の隠ぺい工作を行ったとして犯人隠避で起訴されたことで、事態は変化する。法務大臣は同月26日に法相諮問機関として「検察のあり方検討会」を設置した。同検討会においては、特捜部の存廃も含む捜査手法や組織の在り方について議論を進める他、特捜部が着手した事件の取調べの可視化についても検討するようである²⁰⁾。上記検討会は昨年11月10日に第1回会合を開き、集中的に会合を重ね、本年度中に検討結果を取りまとめる予定とされている。こうした状況に鑑みれば、取調べ可視化論議は四半世紀を経ていよいよ佳境に入ったといえる。将来に禍根を残さないためにも、今こそ過去の議論を総括すべき大事な時期にある。

2 特集の視点

取調べの全過程を録音録画する場合に予想され

1) 取調べの「可視化」は、三井誠が1985年の刑法学会分科会報告で用いた言葉である。参照、同「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌27巻1号(1986年)179頁。
 2) 参照、渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度——圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として」判タ608号(1986年)5頁(同『無罪の発見——証拠の分析と判断基準』(勁草書房、1992年)357頁以下所収)。
 3) 司法制度改革審議会設置法(平成11年6月9日公布、平成11年7月27日施行)。
 4) 2000年3月27日の大阪弁護士会刑事弁護委員会主催シンポジウム「取り調べ可視化の実現に向けて」により口火が切られた。日弁連の可視化の取組みについては、日本弁護士連合会編『裁判員裁判と取調べの可視化』(明石書店、2004年)、日本弁護士連合会取調べの可視化実現ワーキンググループ編『取調べの可視化(録音・録画)で変えよう刑事司法!』(現代人文社、2004年)、日本弁護士連合会取調べの可視化実行委員会編『世界の潮流になった取調べの可視化——取調べの可視化(録音・録画)で変えよう、刑事司法! Part 2』(現代人文社、2004年)を参照されたい。
 5) 「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度」(平成13年6月12日)(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-2.pdf>) 51頁。
 6) 既に1998年11月5日国際人権(自由権)規約委員会勧告で言及されていたが、特に国際法曹協会(IBA)報告書(2003年12月)(日弁連編・注4)掲載書に収録)は詳細な調査に基づくもので価値がある。
 7) 渡辺修・山田直子[監修]/小坂井久・秋田真志[編著]『取調べ可視化——密室への挑戦 イギリスの取調べ録音・録画に学ぶ』(成文堂、2003年)、渡辺修・山田直子[編]/日本弁護士連合会[協力]『被疑者取調べ可視化のために——オーストリアの録音・録画システムに学ぶ』(現代人文社、2005年)、指宿信『被疑者取調べと録画制度』(商事法務、2010年)他。
 8) 2005年の日本刑法学会第89回大会ワークショップ(オーガナイザー:三島聡)および2010年の同第88回大会ワークショップ(オーガナイザー:指宿信)により取り上げられた他、2005年の法と心理学第6回大会シンポジウム(企画:指宿信)でも可視化のテーマが取り上げられている。
 9) 小坂井久『取調べ可視化論の現在』(現代人文社、2009年)。
 10) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則(平成15年10月10日国家公安委員会規則第16号)。

11) 鹿児島地判平成19年2月23日判タ1313号285頁。
 12) 富山地裁高岡支判平成19年10月10日(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20071114115014.pdf>)。
 13) 警察庁「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」(平成20年1月)(http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/toyama_mondai.pdf)。
 14) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則(平成20年4月10日国家公安委員会規則第5号)。
 15) 参照、最高検「取調べの録音・録画についての試行についての検証結果」(平成21年2月)(http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/img/rokuon.pdf)。
 16) 参照、警察庁「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」(2009年3月)(<http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/rokuon/kensho.pdf>)。
 17) 東京高決平成21年6月23日判タ1303号90頁=判時2057号168頁(再審開始決定)、宇都宮地判平成22年3月26日判時2084号157頁(再審無罪判決)。
 18) 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00003.html)。
 19) 中間とりまとめに対する批判として、秋田真志「失望させられた法務省の可視化に対する「検討と方針」」季刊刑事弁護64号(2010年)92頁。
 20) 朝日新聞2010年11月4日夕刊12頁(東京本社)。